

# 令和6年度第4回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和6年8月21日（水）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問）
- 2 富山県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 4 特定最低賃金の金額の改正決定について（諮問）
- 5 特定最低賃金審議運営事項について
- 6 その他

閉 会

- 資料
- No.1 富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写）
  - No.2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
  - No.3 特定最低賃金審議運営事項（案）
  - No.4 参考人意見表明書（様式）
  - No.5 特定最低賃金専門部会運営規程（案）
  - No.6 令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
  - No.7 日本標準産業分類改正による事務手続きについて

2024年8月19日

富山労働局

局長 小島 悟 司 様

## 24年度富山地方最低賃金審議会の最賃改定答申に関する異議申出書

富山県労働局  
議長 中

中央最低賃金審議会は7月24日、2024年度の最低賃金について、すべてのランクで「50円」の引き上げとする目安を厚生労働大臣に答申した。答申(公益委員見解)では「消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視し」、従来の「持家の帰属家賃を除く総合」ではなく、「最低賃金に近い労働者の購買力を維持するため」「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価の水準を勘案し、5.0%(50円)としたとしている。しかし、これでは、物価上昇の後追いにすぎず、従来の引き上げ論拠とかわらない。貯蓄できず、冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない、最低賃金近傍の労働者の生活改善には、つながらない目安であった。

これを受けた富山地方最低賃金審議会は、富山県の最低賃金について目安通りの50円引き上げ、998円の「改定決定」答申を行った。富山県労連は、これに以下のとおり異議の申し出を行う。

本審議会でも公益委員代表見解で「生活意識が『苦しい』とする世帯は59.6%と昨年から増加し、児童のいる世帯に限ると65.0%となっている」と国民生活基礎調査の数値を示し、物価上昇の中で「とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていると考えられる」としている。それにもかかわらず、中央の目安通りの50円引き上げとしたことは、労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない不十分なものである。

各県では順次答申がなされているが、14日現在で私たちが知りえている答申は、鳥取の7円をはじめ、2県で6円、5県で5円など20県で目安を上回っており、昨年を超える勢いである。北陸三県では福井と石川が昨年に引き続き目安を上回り、富山の最賃より高い茨城・兵庫・岐阜でも目安を上回っている。このことは、最低賃金の水準をさらに引き上げることの必要性を示している。また、地域間格差が人手不足の解消を困難にしている現実を背景に、福井県の主張するとおり全国一律制を目指すことの重要性を明確に示している。私たちの所属する東海北陸ブロック内の各審議会の審議状況を見ても、労働者側が目安を大きく上回る数値を主張する中で、公益側と使用者側が目安額を主張するという構図となっている。しかるに、本審議会では、使用者側が中央の目安を下回る額を主張するといった異常な事態が続いている。このことは、この30年近くの間、先進資本主義諸国の中で日本の実質賃金だけが下がり続け、経済そのものが失速してきたことに対する無反省ぶりを示すものであり、断じて容認できない。

繰り返しになるが、日本の相対的貧困率は依然として高い状態であり、非正規労働者や正規でも最低賃金近傍の労働者、年金生活者の低所得、改善されない男女間の賃金格差の問題が指摘されている。日本の最低賃金は世界的に低水準に留められており、オーストラリアで約2161円、米ワシントン州約2084円となっているのははじめ、フランスでは5月から約1608円、ドイツでは2024年1月から約1732円となり、韓国では2024年の最低賃金が約1080円に決まった(いずれも22年平均為替レート)。また、世界で全国一律制ではない国は4か国しかなく、日本では最賃の地域間格差が経済全体の地域間格差の一因ともなっている。実際に、全労連の仲間による「最低生計費試算調査」では「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることが明らかになっている。

以上を踏まえて、次のことを求める。

- 1 審議をやり直し、目安を1円でも上積みした答申を求めること。
- 2 最低賃金を全国一律とするよう政策要望を行うよう求めること。





富高教発第99号  
2024年8月19日

富山労働局長  
小島 悟司 殿

富山県高等学校教職員  
執行委員長 中山

「富山県最低賃金の改正決定について（答申）」に対する異議申出

富山県の労働者の雇用や賃金・労働条件の維持向上に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、富山地方最低賃金審議会は今日5日、富山県の地域別最低賃金を50円引上げ、「1時間998円」とする答申を行いました。この答申に対する異議及び理由を下記のとおり申し述べます。

記

〔異議〕

答申の50円引上げは、中央最賃審議会の目安どおりであり、使用者側委員の反対の中でこの結論に達した審議会の努力は一定評価します。しかしながら「1時間998円」の最低賃金では、経済の低迷と物価高騰でいのちと暮らしを脅かされ続けている若者や非正規労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」は保障されず、国際的に低水準の日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分です。また、拡大し続けてきた地域間格差を是正するものでもありません。少なくとも「1時間1,054円以上」への引上げ、「全国一律1,500円以上」を展望した改善を求めます。

〔理由〕

- 1 コロナ禍によりさらに拡大した「貧困と格差」に加え、ウクライナでの戦争と異常な円安に端を発した物価高騰が続いており、とりわけ従前から低賃金を強いられてきた非正規労働者の生活困難はますます深刻化しています。また、約30年間にわたる賃金抑制で、日本の労働者全体の賃金が国際的にも低水準に落ち込んでしまっていることは社会全体の問題意識になっています。厚労省の毎月勤労統計調査の6月分速報は27ヶ月ぶりの実質賃金+1.1とはいえ、ボーナス等の一時金を除けば-1.0で賃上げが物価の上昇に追いつかない基調は変わっていません。15日に内閣府が発表した4～6月期のGDP速報値においても、年率換算3.1%と2四半期ぶりの増、GDPの半分以上を占める個人消費も5四半期ぶりの1.0%増とはいえ、前期の自動車メーカー不正による落ち込みの反動を除けば本格的な回復からほど遠いものです。冷え込み続ける個人消費を回復させ、日本経済に力強さを取り戻すためにも労働者全体の大幅賃金底上げが求められています。「1時間998円」ではフルタイムで働いても月額16万円台、そこから税と社会保険料が控除されれば、到底「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとは言えません。喫緊の課題である少子化対策の面からも、若者たちが安心して働き将来設計を描ける生活を営むための条件が必要です。「時給1,500円」を展望した大幅引上げが、賃金を抑制され続けてきた労働者の健康と生活を救い、コロナ後の新しい経済社会を形成する第一歩です。
- 2 従来からの日本弁護士連合会や全国知事会の意見、富山県議会や県内自治体議会が採択した意見書など、地域間格差の是正は社会的コンセンサスとなっています。それには地域別最低賃金の格差縮小・全国一律制が求められます。実際に、今年を目安額は「全ランク一律50円引上げ」とされ、沖縄+6円、高知+5円など多くの県で上積み答申が出されています。中央目安どおりの「998円」では、全国平均との差56円、最高の東京との差も縮小しません。地域間格差を是正して富山県を豊かに「再生」させるためにも、最低でも中央目安による全国加重平均「1,054円」に引上げ、「全国一律」に向けた流れを地方から作っていくことが必要です。

以上





2024年8月19日

富山労働局長  
小島 悟司 様

富山労働組合連合会

## 2024年度富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、富山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、998円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついでに、今年度の富山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



富最賃特小第2号  
令和6年8月5日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 長尾 治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

最低賃金法第15条の規定に基づき、令和6年度における改正決定の申出があった下記1の特定最低賃金の取扱いについて、本小委員会は、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本小委員会の委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- (1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- (2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (3) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

2 特別小委員会委員

公益代表委員	◎ 長尾 治明	○ 堀岡 和正	両角 良子
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は委員長、○は委員長代理を示す。

## (案)

## 特定最低賃金審議運営事項

令和6年8月 日  
富山地方最低賃金審議会

令和6年度における特定最低賃金の決定、改正決定又は廃止決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

## 記

(専門部会の構成、運営)

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最低賃金の決定又は改正決定に係る専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は次のとおりとする。
  - (1) 専門部会の委員は、公労使それぞれ3名とする。

なお、労使各側委員にあつては、各3名のうち原則として少なくとも各2名は、本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者（団体の場合は、その構成員の相当数が当該業種に関係するものの役員等であること）とする。
  - (2) 専門部会の審議回数は、3回を目安とする。
  - (3) 専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
  - (4) 専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

(参考人からの意見聴取等)

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
  - (1) 参考人は、労使それぞれ5名以内とする。
  - (2) 参考人は、すべて意見書を提出するものとする。

なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
  - (3) 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(最低賃金審議会令第6条第5項の適用)

- 3 (1) 特定最低賃金の決定に係る審議の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定は適用しない。
  - (2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

(諸手当の取扱い)

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金には算入しないものとする。

(緊急やむを得ない場合の運用)

- 5 富山地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(廃止決定に係る調査審議)

- 6 廃止決定に係る専門部会は設置せず、富山地方最低賃金審議会（本審）において調査審議を行うものとする。

## 関 係 法 令

### 最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

### 最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### 最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。



## 参 考 人 意 見 表 明 書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組合・団体・事業所名	役 職 名	意 見 表 明 業 種
<p>1 あなたの事業所について記入してください。</p> <p>(所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)</p> <p>a. 記載団体・事業所名 _____</p> <p>b. 事業所の規模 _____人(パート含む) c. 企業の規模 _____人 (パート含む)</p> <p>(1) ① 1ヶ月(本年6月分)の所定労働日数 _____日</p> <p>② 平日の1日の所定労働時間 _____時間 _____分</p> <p>(2) 賃金等の平均額(最低賃金の算定等には含まない精皆勤・家族・通勤・時間外等の手当及び賞与は除く。)</p> <p>本年6月分の1人当たり賃金額 _____円 (平均勤続年数 _____年)</p> <p>(3) 今春の定期昇給込みの賃金引き上げ(引き下げ)状況</p> <p>① 平均引き上げ(引き下げ)額 _____円</p> <p>② 平均引き上げ(引き下げ)率 _____%</p> <p>③ 実施月 _____月から</p> <p>④ 引き上げ(引き下げ)額の最高額 _____円(月額換算)</p> <p>⑤ 引き上げ(引き下げ)額の最低額 _____円(月額換算)</p> <p>(4) 今春の新規学卒者の初任給</p> <p>① 大学卒 _____円 ② 高校卒 _____円 ③ 中学卒 _____円</p> <p>(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金</p> <p>イ. 有 ⇒ _____</p> <p>ロ. 無 _____</p> <p style="text-align: center;">※ その金額等の内容を簡潔に記入してください</p>			
<p>(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は○印を付してください。)</p> <p>① 給与形態 (イ. 日 額 _____円、 ロ. 時間額 _____円)</p> <p>② その人の a. 性 別 (イ. 男、 ロ. 女 ) b. 年 齢 _____歳</p> <p>c. 技能習得中で(イ. ある、 ロ. ない) d. 勤続年数 _____年</p> <p>e. 職 種 ( _____ )</p>			
<p>※ 次ページも記入してください。</p>			

(7) パート労働者の雇用状況

① パート労働者数 \_\_\_\_\_人(1のbの内数)

② 主な仕事の内容 { \_\_\_\_\_ }

③ 賃金額は時間額の最高で1時間 \_\_\_\_\_円、最低で1時間 \_\_\_\_\_円

2 自社又は業界における経営の状況について、現状及び今後の見通し等を記入してください。

3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などについて参考になることがあれば記載してください。

4 最低賃金改正に関する要望、意見等があれば記載してください。

## (案)

## 特定最低賃金専門部会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3名以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

## (委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## (会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和6年 月 日から施行する。



答申日	15日	異議申出 締切日	3営業日	官報(原稿)持込	7営業日	官報公示	30日	法定発効
10月21日(月)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月11日(月)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月12日(火)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月13日(水)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月15日(金)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月18日(月)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月19日(火)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月20日(水)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		11月22日(金)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		11月25日(月)		12月4日(水)		1月3日(金)

異議申出があった場合は、本審を開催し審議することとなります。

## 日本標準産業分類改正による事務手続きについて

(新) 日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) 令和6年4月1日施行

百貨店と総合スーパーマーケットが、別の小分類に分離されました。

これに伴い、名称が「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」から、「富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」に名称が変わります。

※カンマから読点、マーケットの追記

中分類	56 各種商品小売業
小分類	561 百貨店
細分類	5611 百貨店
細分類の説明	百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。
小分類	562 総合スーパーマーケット
細分類	5621 総合スーパーマーケット
細分類の説明	総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。

(旧) 日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

大分類	I 卸売業，小売業
中分類	56 各種商品小売業
小分類	561 百貨店，総合スーパー
細分類	5611 百貨店，総合スーパー
細分類の説明	衣，食，住にわたる各種の商品を小売する事業所で，その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって，従業者が常時50人以上のものをいう。 ただし，従業者が常時50人以上であっても衣，食，住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

日本標準産業分類改正に伴う特定最低賃金改正の手続き

- 1 改正決定の諮問・審議にあたって留意すべきことはありません。
- 2 改正決定の答申の際に次の変更が生じます(事務局で対応します)。

答申文 本体(変更旧分類で記載)

令和6年〇月〇日
富山労働局長 小島悟司 殿
富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明
件名「 <b>旧</b> 産業分類」で記載
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について (答申)
令和6年8月〇日付け富労発基〇〇第〇号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙(変更あり・新分類で記載)

別紙
「 <b>新</b> 産業分類」で記載
富山県百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> 最低賃金について、次のとおり改正決定すること。
1 適用する地域 富山県の区域
2 適用する使用者 前号の地域内で百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> 、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> に分類されるものに限る。)を営む使用者
3 適用する労働者 (以下、略)

- 3 この手続きによる最低賃金の適用範囲などに変更は生じません。